

老認発 0608 第 1 号
老老発 0608 第 1 号
令和 8 年 6 月 8 日

都道府県
各 市 町 村 介護保険主管部（局）長 殿
特 別 区

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

（ 公 印 省 略 ）
老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

「第 15 回 健康寿命をのばそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」の
被表彰候補の募集について（依頼）

日頃より、介護予防・高齢者生活支援施策の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 112 号）第 5 条において、「個人の選択を尊重しつつ、介護予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な介護予防等への取組を奨励するものとする。」と規定されました。

これを踏まえ、介護予防・高齢者生活支援に資する優れた自助努力活動等を行っている企業・団体・自治体を表彰し、もって、個人の主体的な介護予防・高齢者生活支援の取組につながる活動の奨励・普及を図ることを目的とし、介護予防・高齢者生活支援に係る表彰を行っております。

本事業について、本日令和 8 年 6 月 8 日より、今年度の募集を開始しますので、貴管内で実施されている介護予防・高齢者生活支援の優れた取組について、積極的な御推薦をお願いいたします。なお、事業の実施にあたっての詳細は別紙を参照いただきますようお願いいたします。

また、各市区町村からの推薦や企業からの自己推薦も可能ですので、各都道府県におかれましては、管内市区町村及び企業に対して本事業を周知いただくとともに、市区町村推薦分については取りまとめの上、提出いただきますようお願いいたします。

1. 表彰の概要

(1) 表彰の対象

貴管内で実施されている介護予防・高齢者生活支援に資する優秀な取組を行っている組織を表彰します。なお、取組の募集及び表彰は、企業部門（※）、団体部門、自治体部門の3部門に分けて実施します。

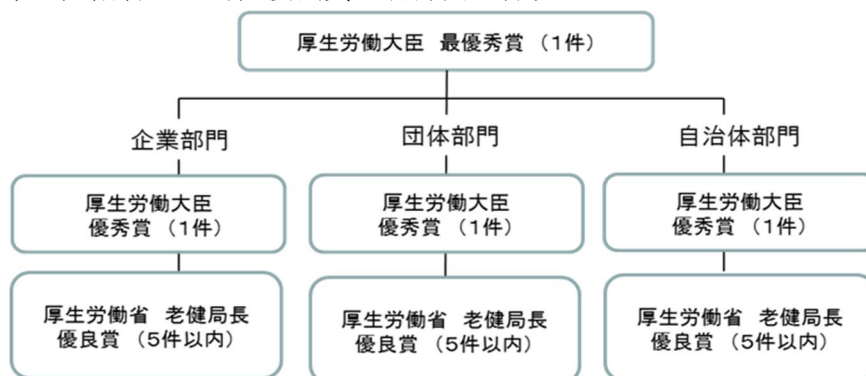
※ 企業部門で対象となるのは、自治体と連携（自治体との協定締結、自治体からの受託、自治体の協議体やネットワークへの参加、自治体の広報誌等で紹介されている（広告は除く）等）し、介護予防・高齢者生活支援に資する優れた取組を行っている企業です。なお、自治体の予算事業として実施している取組に限りません。

(2) 表彰数及び区分

厚生労働大臣最優秀賞：1件

厚生労働大臣優秀賞：各部門1件ずつ

厚生労働省老健局長優良賞：各部門5件以内



(3) 表彰対象の選定プロセス

- ① 「評価プロトコル」（参考資料）に基づき、各取組を採点します。
- ② 有識者により構成される評価委員会において、①の採点結果も踏まえて評価を行い、当該取組による「高齢者の変化」、「住民の社会参加」、「地域連携の促進」や当該取組の「新規性」、「普遍性」、「事業の継続性」等の観点から表彰する取組を選定します。

(4) 評価対象外となる申請

以下に該当する申請は、評価の対象外です。

① 過去に受賞歴がある主体からの申請の場合

これまでに健康寿命をのばそう！アワード（生活習慣病予防分野、母子保健分野を含む。）を受賞したことがある主体が実施する取組は評価の対象となりません。ただし、以下の要件をいずれも満たす場合はこの限りではありません。

- ・ 前回の受賞から5年以上経過していること。
- ・ 前回受賞時から発展させた取組であることや新たな取組を行うなどさらなる優良な功績があると認められること。

- ② 特定の製品・サービス等の紹介に留まっている場合
介護予防・高齢者生活支援に資する製品・サービス等であっても、特定の製品・サービス等の紹介・宣伝に留まっている場合は評価の対象となりません。ただし、地域における介護予防・高齢者生活支援の取組において特定の製品・サービス等を活用することを妨げるものではありません。
- ③ 調査票（別添1）が6枚を超える場合（2.（2）①を参照してください。）
- ④ 調査票の補足資料が5枚を超える場合（2.（2）②を参照してください。）

2. 取組の応募

（1）募集期間

令和8年6月8日（月）～7月10日（金）

（2）提出資料

- ① 調査票（別添1）
※ Word形式のまま提出してください。また、6ページ以内で収まるように作成してください。
- ② 調査票の補足資料
※ 該当の取組に関連する補足資料（事業概要等）がある場合は、①の調査票と併せて提出してください。
※ ファイル形式や様式の指定はありませんが、A4サイズで5ページ以内としてください。
- ③ 自己推薦書（別添2）
※ 企業からの自己推薦の場合のみ

（3）提出方法

<団体部門及び自治体部門>

- 都道府県からの推薦
市区町村推薦分と合わせて、調査票（別添1）及び補足資料（提出がある場合のみ）を電子メールにて（4）の提出先に御提出ください。
- 市区町村からの推薦
都道府県から案内された方法で、都道府県に御提出ください。

<企業部門>

- 都道府県からの推薦又は市区町村からの推薦
団体部門及び自治体部門と同様の方法で御提出ください。
- 企業からの自薦
調査票（別添1）と自己推薦書（別添2）を電子メールにて直接（4）の提出先に御提出ください。都道府県又は市区町村で取りまとめていただく必要はありません。

なお、自薦に当たっては、都道府県又は市区町村と連携した取組であることを条件としております。自薦を行う企業が記載する自己推薦書には、都道府県又は市区町村の介護予防・高齢者生活支援担当部署の了承を得た上で都道府県又は市区町村担当部署名等を記載することとしておりますので、都道府県又は市区町村におかれましては、企業から自薦の申し出があった場合は御協力いただきますようお願いいたします。

(4) 提出先

健康寿命をのぼそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）事務局

メールアドレス：kenkoujumyou-award@jimukyoku.jp

※ 御質問等がある場合も、上記アドレスまで問合せください。なお、原則電話での問合せは受け付けておりませんが、電話での問合せが必要な場合は、その旨をメールにて御連絡いただきますようお願いいたします。

(5) 調査票（別添1）の記入要領

<全体について>

- ・ 具体的に記入してください。
- ・ 選択式と自由記載式の記載欄があります。選択式の欄は、プルダウンから選択をする、もしくは該当項目にを付けてください。
- ・ 調査票の記入内容は、「健康寿命をのぼそう！アワード（介護予防・高齢者生活支援分野）」の受賞事例の選定に使用させていただきます。
- ※ 受賞事例に選定された際には、厚生労働省ホームページ等で紹介させていただきます。公表に当たっては事前に確認をさせていただく予定ですが、予め御承知おきいただくとともに、個人情報等に配慮した上で記入いただきますようお願いいたします。

<1. について>

- ・ 「取組の実施主体」は、当該取組の企画等を行い、主体的に推進した組織の名称等を記入してください。なお、自治体部門においては、担当課名まで記載してください。横断的な取組である場合は、組織名は市町村名とし、2. ⑤以降の取組内容について、複数課にまたがるものであることが分かるように記載してください。
- ・ また、「取組の実施主体」の考え方の例は以下のとおりです。
例1：取組を実行する組織がチェーン展開されている小売店の店舗の場合
 - ① 当該店舗において取組内容の企画等を行い、主体的に取組を推進した場合⇒実施主体は当該店舗（〇〇スーパー△△店）
 - ② 本社において、取組内容の企画等を行い、本社の指示等により、複数店舗で一律に取組を実施した場合⇒実施主体は当該企業の本社（株式会社〇〇スーパー）

例2：取組を実行する組織が地域包括支援センターの場合

- ① 当該地域包括支援センターにおいて取組内容の企画等を行い、主体的に取組を推進した場合⇒実施主体は当該地域包括支援センター（〇〇市△△地域包括支援センター）
 - ② 市の担当課において、取組内容の企画等を行い、市の指示により、管内の地域包括支援センターで取組を実施した場合⇒実施主体は地域包括支援センターの管轄市区町村の担当課（〇〇市□□部××課）
- ・ 所在地は都道府県名から、電話番号は市外局番から記入してください。
 - ・ 過去の受賞歴については、過去に同じ実施主体で受賞したことがある場合は「有」を選択してください。

< 2. ①について >

- ・ 取組の内容が確認できる URL がある場合は、記入してください。
- ・ 取組の運営主体が実施主体と異なる場合は、記入してください。
- ・ 応募部門の種別は以下のとおりです。

企業部門：営利法人（株式会社・有限会社等）、協同組合、商工会

団体部門：社会福祉法人（社協）、社会福祉法人（社協以外）、NPO 法人、社団・財団法人、医療法人、住民組織（ボランティア、町内会含む。）、シルバー人材センター、学校法人、その他

自治体部門：自治体（地域包括支援センターを含む）

- ※ 複数の企業・団体・自治体が取組に関わっている場合は、特に中心的な役割を果たしている主体が属する部門を選択してください。
- ・ 「職員」及び「担い手」の定義は以下のとおりです。
職員：勤務形態を問わず、取組に従事している職員
担い手：職員以外で、有償・無償を問わず、取組に参加している地域住民・ボランティア等の担い手

(6) 推薦にあたっての留意点

○ 都道府県からの推薦、市区町村からの推薦

- ・ 推薦に当たっては、庁内の介護予防・高齢者生活支援担当部局や取組に係る組織・団体等への了承を得るようにしてください。
※ 過去に、取組の連携先に了承を得ず応募したところ、受賞決定後に了承を得なかった連携先から指摘を受け、受賞を辞退した事例がありましたので、必ず取組に係る連携先の了承を得るようお願いいたします。
- ・ 市区町村から推薦いただくことも可能ですので、各都道府県におかれましては、管内市区町村へ周知いただくとともに、市区町村推薦分についても調査票（別添1）及び補足資料を取りまとめの上、御提出くださいますようお願いいたします。
- ・ 各都道府県による推薦にあたっては、市区町村からの推薦及び企業からの自

薦と重複がないように、市町村及び企業と調整いただきますようお願いいたします。

- ・ 推薦に当たっては、必ず応募内容を確認し、介護予防・高齢者生活支援に資する優れた取組であると考えられる取組について推薦いただきますようお願いいたします。

○ 企業からの自薦

- ・ 企業部門の応募については、都道府県や市区町村からの推薦に加えて、企業からの自薦も可能としております。都道府県及び市区町村におかれましては、貴管内の企業に対しても本事業を周知いただきますようお願いいたします。
- ・ 自薦にあたっては、都道府県又は市区町村と連携した取組であることを条件としているため、都道府県又は市区町村の介護予防・高齢者生活支援担当部署、取組に関係する組織・団体等への了承を得るようにしてください。また、自己推薦書（別添2）には、都道府県又は市区町村の介護予防・高齢者生活支援担当部署名等を記載することとしておりますので、都道府県及び市区町村におかれましては、企業から自薦の申し出があった場合は御協力くださいますようお願いいたします。
- ・ 自治体以外に連携している組織・団体等がある場合は、必要に応じて、関係する連携先にも了承を得るようにしてください。

3. 今後の流れ

(1) 評価委員会（10月中旬）

評価委員会において有識者等による専門的知見から1.(3)②の基準に基づき、評価を行い、表彰する事例を選定いたします。

※ 受賞者に対しては10月中を目処に御連絡いたします。

(2) 表彰式（11月下旬）

「健康寿命をのぼそう！アワード」の表彰式にて表彰いたします（表彰式の旅費等については、当省からの支給はありませんが、御理解のほどよろしく願いいたします）。

(3) 事例集

受賞事例については、事例集を作成し、厚生労働省のホームページ等に掲載させていただきますので、事例集の作成に御協力をお願いいたします。

【参考：[厚生労働省ホームページ（介護予防関係）](#)】



4. 委託事業者への情報共有について

本事業は、委託により実施予定です。本件に関して当省にいただいた御連絡の内容や御連絡先等については、委託事業者に共有させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。